

【三者総合支援契約書（AI 共鳴思考モデル × ギャラリー連携 × 出版）】

アーティスト（以下「甲」）、ギャラリー（以下「乙」）、構造設計者（以下「丙」）の三者は、甲の創作活動・展示企画・作品販売・文脈構築・出版物制作に関して以下の通り三者契約（以下「本契約」）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲（アーティスト）が創作に集中できる環境を整え、乙（ギャラリー）が展示・販売・コレクター対応に専念できるようにし、丙（構造設計者）が文脈構築・言語化・出版・戦略支援を担うことで、三者が協働し、アート作品の社会的価値を最大化する「共鳴的パートナーシップ」を構築することを目的とする。

第2条（三者の役割分担）

■ 1 | 甲（アーティスト）

- 作品制作、展示作品の選定
- 創作意図・思想に関する提供
- 展示・出版物に必要な素材の提供
- 誠実なコミュニケーション

■ 2 | 乙（ギャラリー）

- 展示企画、展示空間の提供
- 作品販売、コレクター対応
- 展示契約・販売契約の締結
- 展覧会の広報（合理的範囲）

■ 3 | 丙（構造設計者／エージェント）

丙は AI 共鳴思考モデルを用い、

- 作品・思想の文脈を構造化
- ステートメント・解説文・展示文の作成
- 作品シリーズの思想整理
- SNS・PR 文脈の設計
- KDP 出版物の編集・構成・デザイン
- 市場戦略・価格設計の助言
- 契約書のレビュー

（※弁護士法 72 条に抵触しない範囲）

第3条（文脈構築支援：AI 共鳴思考モデル）

丙が生成・編集した文書、文章構造、思想翻訳は甲・丙の共同著作物とする。

(ギャラリー乙は、その利用を必要範囲内で許諾される)
本業務は、展示・販売と並ぶ**本契約の主要業務**として扱われる。

第4条 (展示支援および販売に関する取り決め)

1. 展示企画は乙と甲が協議して決定する。
2. 展示文・コンセプト文・SNS 文章等は丙が整備する。
3. 販売の主体は乙が担う。
4. 販売価格は甲・乙・丙の三者協議で決定する。
5. 展示に関する契約書は、乙が作成し、丙がレビューできる。

第5条 (出版物の制作)

三者は、展示や作品シリーズに基づき、出版物(画集・作品集・写真集・エッセイ・展示記録等)を制作する。

出版物の編集著作権は甲・丙の共同著作物とし、ギャラリー乙は広報利用のために無償利用を許諾される。

KDP 上の印税受領者は丙とし、本契約に従い三者で配分する。

第6条 (収益の配分)

■ 1 | 作品販売 (ギャラリー主導)

作品販売額 (税込) の配分：

- 甲 (アーティスト) : 〇〇%
- 乙 (ギャラリー) : 〇〇%
- 丙 (構造設計者) : 〇〇% (※関与度に応じて)

(数値は契約書記入時に決定)

■ 2 | 出版物 (KDP 印税)

KDP 印税は以下のモデルから選択する。

【ギャラリー連携モデル (推奨)】

- 甲 : ◆◆%
- 丙 : ◇◇%
- 乙 : □□%

(※展示連携がある場合に最適)

【標準モデル】

- 甲 : ●●%
- 丙 : 〇〇%

第7条（非独占性）

本契約は **非独占** とし、甲および乙は、他のギャラリー／エージェント／支援者と併存して活動することができる。

ただし、丙が関与した文脈・出版・展示に関する収益は本契約に従う。

第8条（費用負担）

- ・ 展示費・会場費：乙
- ・ 制作費：甲（ただし特約で変更可）
- ・ 出版編集費・版面制作費：丙
- ・ 広告費：三者協議の上で決定
- ・ 実費（交通・宿泊等）：発生者→甲が負担（事前承認）

第9条（契約期間）

1年間とし、1ヶ月前に異議がなければ自動更新。

第10条（契約終了後の扱い）

出版物は販売継続可能。三者とも、従来の配分率に従って収益を受け取る。

展示文・ステートメント等の共同著作物は甲・丙が引き続き利用でき、乙も合理的範囲で利用可能。

第11条（秘密保持）

三者は、知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

第12条（免責）

丙は支援業務を誠実に行うが、作品が販売されること、出版物が売れること、展示が獲得されることを保証しない。

第13条（紛争解決）

甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

署名欄

甲（アーティスト）

乙（ギャラリー）

署名：_____

署名：_____

住所：_____

住所：_____

日付：____年____月____日